

鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例（案）要綱

1 改正する目的

因幡霊場の利用に係る料金を改定するとともに、所要の整備を行うためである。

2 改正する内容

- (1) 加入市町の住民が利用した場合の料金の一部及び加入市町以外の住民が利用した場合の料金について改正を行うこと。（別表関係）
- (2) その他所要な整備を行うこと。（第5条関係、第14条関係及び別表関係）

3 施行期日

改正後の鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、令和3年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																
<p>(利用の許可等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 指定管理者は、鳥取県東部広域行政管理組合 (以下「組合」という。)を組織する市町(以下 「組織市町」という。)の住民以外の者から霊場 利用の申請を受けたときは、業務に支障がないと 認める場合に限り、許可することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 第11条の規定に基づく利用の許可の取消し等 によって利用者が被った損害については、組合 及び指定管理者は賠償の責めを 負わない。</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>組織市町の住民</th> <th>左記以外の住民</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">人 体</td> <td>大人</td> <td>1体につき</td> <td>25,000</td> <td>55,000</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1体につき</td> <td>16,000</td> <td>35,000 満4歳以下</td> </tr> <tr> <td>死胎</td> <td>1胎につき</td> <td>16,000</td> <td>35,000 妊娠4月以上 の死産児</td> </tr> <tr> <td>改葬遺骸</td> <td>1件につき</td> <td>16,000</td> <td>35,000</td> </tr> <tr> <td>人体の一部等</td> <td>1件につき</td> <td>19,800</td> <td>45,100</td> <td>1件は10kgま で</td> </tr> <tr> <td>畜類</td> <td>1頭につき</td> <td>19,800</td> <td>45,100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	組織市町 の住民	左記以外の住民	備考	人 体	大人	1体につき	25,000	55,000	小人	1体につき	16,000	35,000 満4歳以下	死胎	1胎につき	16,000	35,000 妊娠4月以上 の死産児	改葬遺骸	1件につき	16,000	35,000	人体の一部等	1件につき	19,800	45,100	1件は10kgま で	畜類	1頭につき	19,800	45,100		<p>(利用の許可等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 指定管理者は、火葬場の設置及び管理運営に関 する事務を共同処理する市町(以下「加入市町」 という。)の住民以外の者から霊場利用の申請を を受けたときは、業務に支障がないと認める場合に 限り、許可することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 第11条の規定に基づく利用の許可の取消し等 によって利用者が被った損害については、鳥取県東 部広域行政管理組合及び指定管理者は賠償の責め を負わない。</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>加入市町の住民</th> <th>左記以外の住民</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">人 体</td> <td>大人</td> <td>1体につき</td> <td>25,000</td> <td>57,000</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1体につき</td> <td>16,000</td> <td>37,000 満4歳以下</td> </tr> <tr> <td>死胎</td> <td>1胎につき</td> <td>16,000</td> <td>37,000 妊娠4月以上 の死産児</td> </tr> <tr> <td>改葬遺骸</td> <td>1件につき</td> <td>16,000</td> <td>37,000</td> </tr> <tr> <td>人体の一部等</td> <td>1件につき</td> <td>19,440</td> <td>45,360</td> <td>1件は10kgま で</td> </tr> <tr> <td>畜類</td> <td>1頭につき</td> <td>19,440</td> <td>45,360</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	加入市町 の住民	左記以外の住民	備考	人 体	大人	1体につき	25,000	57,000	小人	1体につき	16,000	37,000 満4歳以下	死胎	1胎につき	16,000	37,000 妊娠4月以上 の死産児	改葬遺骸	1件につき	16,000	37,000	人体の一部等	1件につき	19,440	45,360	1件は10kgま で	畜類	1頭につき	19,440	45,360	
区分	単位	組織市町 の住民	左記以外の住民	備考																																																													
人 体	大人	1体につき	25,000	55,000																																																													
	小人	1体につき	16,000	35,000 満4歳以下																																																													
	死胎	1胎につき	16,000	35,000 妊娠4月以上 の死産児																																																													
	改葬遺骸	1件につき	16,000	35,000																																																													
人体の一部等	1件につき	19,800	45,100	1件は10kgま で																																																													
畜類	1頭につき	19,800	45,100																																																														
区分	単位	加入市町 の住民	左記以外の住民	備考																																																													
人 体	大人	1体につき	25,000	57,000																																																													
	小人	1体につき	16,000	37,000 満4歳以下																																																													
	死胎	1胎につき	16,000	37,000 妊娠4月以上 の死産児																																																													
	改葬遺骸	1件につき	16,000	37,000																																																													
人体の一部等	1件につき	19,440	45,360	1件は10kgま で																																																													
畜類	1頭につき	19,440	45,360																																																														